

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月13日

福井県知事 殿

提出者

住所 大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号

氏名 株式会社 安藤・間 大阪支店
執行役員支店長 曽根 浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6453-2190

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社安藤・間 大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 (総合工事業)
②事業の規模	前年度元請完成工事高 26,856 百万円
③従業員数	263人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート塊、アスファルト塊、汚泥、木くず、金属くず等基本的な取り組みとして混合廃棄物の量を低減すべく分別に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出の計画はありませんが、発生した場合には、パトロール時に保管状況を確認し、分別徹底の取組み周知を図ります。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】	
産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組) 実績なし	
【目標】	
産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組) 予定なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】	
産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組) 実績なし	
【目標】	
産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組) 予定なし	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 自らの埋立て、海洋投棄処分は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

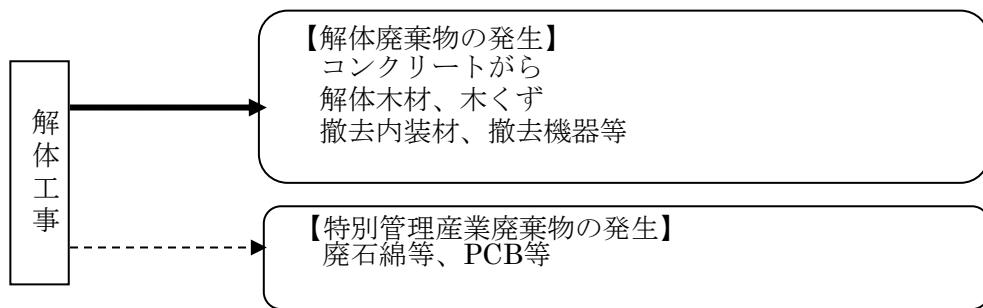
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙④のとおり			

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙④のとおり		
※事務処理欄		

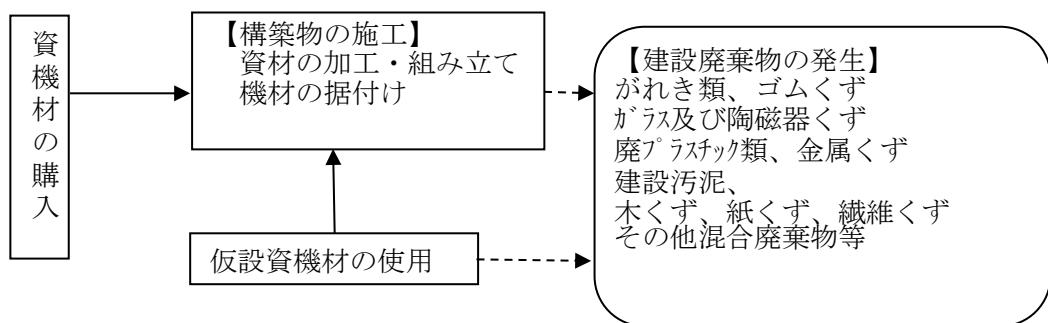
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第1面 別紙① 産業廃棄物の処理工程



図－1 解体工事に伴う産業廃棄物の発生



図－2 構築物施工に伴う産業廃棄物の発生

廃棄物種類	委託処分	
	処理方法	最終処分
特定建設資材廃棄物 建設発生木材 広域行政用指定廃棄物（石こうボード、ガラス、陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず等）	⇒収集運搬業者⇒再資源化施設	リサイクル
	⇒収集運搬業者⇒再資源化施設（チップ化、熱利用等） ⇒収集運搬業者⇒焼却施設（縮減） ⇒収集運搬業者⇒指定再生処理施設	リサイクル 埋立処分 リサイクル
建設汚泥	⇒収集運搬業者⇒中間処理施設（脱水・固化等処理）	リサイクル
安定型産業廃棄物 (ガラス、陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず等)	⇒有価物回収	リサイクル
	⇒収集運搬業者⇒中間処理業者（破碎・減量化等）	リサイクル 埋立処分
管理型産業廃棄物 (紙くず、繊維くず、廃油等)	⇒収集運搬業者⇒再資源化施設	リサイクル
	⇒収集運搬業者⇒中間処理業者（破碎・減量化等）	リサイクル 埋立処分

図－3 産業廃棄物の処理工程

第2面 別紙② 管理体制図

責任者及び管理体制図

役割	支店長	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物対策に関する支店の分野方針及び目的・目標を策定し、その推進及び実施結果の評価、見直しを行う。 処理実績を本店に報告する。
	土木部長	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物に関する以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①関係法令等で定められている支店に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。 ②建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ③処理業者との委託契約を締結する。 ④建設副産物関連法規等の情報を作業所に周知するとともに、処理に関する教育・指導を行う。 ⑤処理実績を集計・分析し、記録を保管する。
	建築部長	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物に関する以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①工事部門で作成された関係法令等で定められている支店に関する計画、届出及び報告書について、とりまとめと関係行政機関に提出する。 ②建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	安全環境部長	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物に関する以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①工事部門で作成された関係法令等で定められている支店に関する計画、届出及び報告書について、とりまとめと関係行政機関に提出する。 ②建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知すると共に、処理に関する教育・指導を行う。
	建設副産物担当者	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物に関する土木部長、建築部長の業務を補佐する。
	作業所長 (産業廃棄物 処理責任者)	<ul style="list-style-type: none"> 建設副産物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①作業所の建設副産物処理計画を作成する。 ②処理業者の調査・選定を行う。（必要書類及び現地の確認） ③関係法令等で定められている作業所に関する計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。 ④作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて、日常管理を確実に行わせる。 ⑤社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦処理実績を集計し、支店に報告する。
		<pre> graph TD A[支店長] --> B[安全環境部長] B --> C[土木部長] B --> D[建築部長] C --> E[各土木作業所] D --> F[各建築作業所] </pre> <p>廃棄物管理組織図</p>
		廃棄物管理体制図

第2面 別紙③ 産業廃棄物の抑制、分別に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

第4、5面 別紙④

産業廃棄物の処理の委託に関する事項